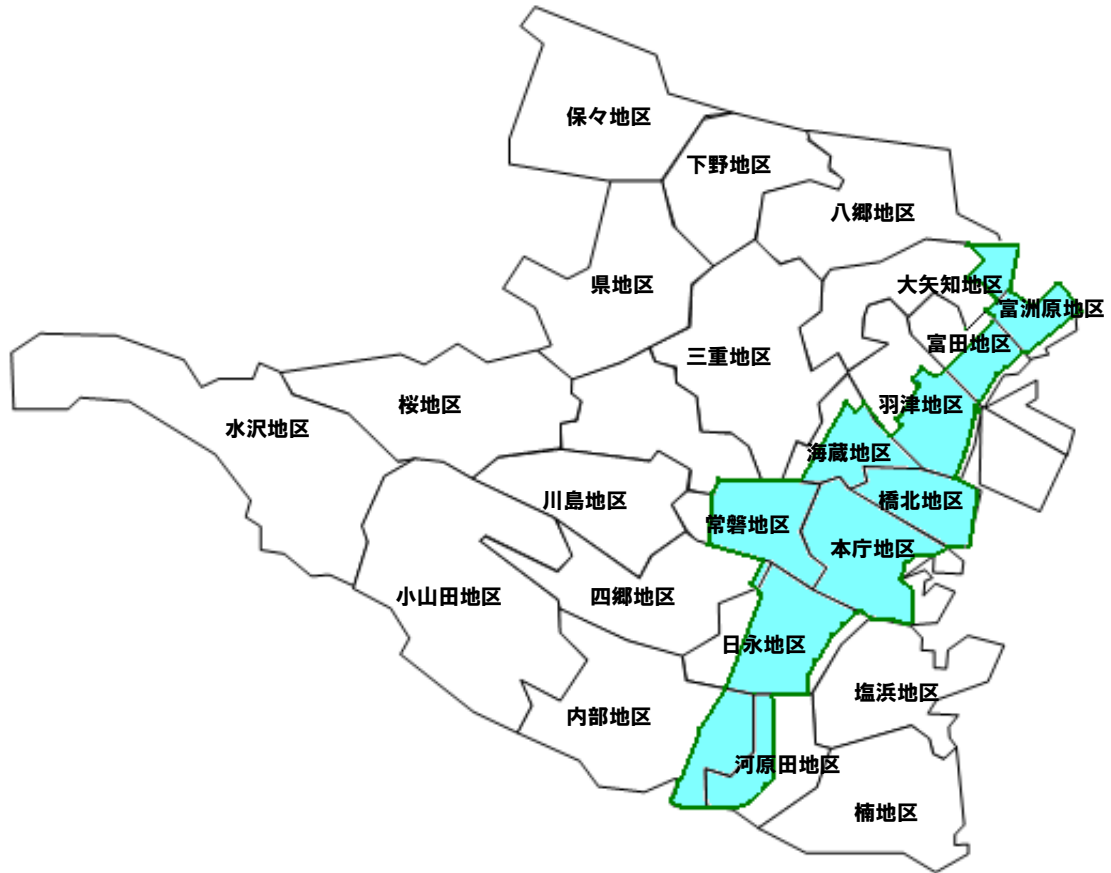
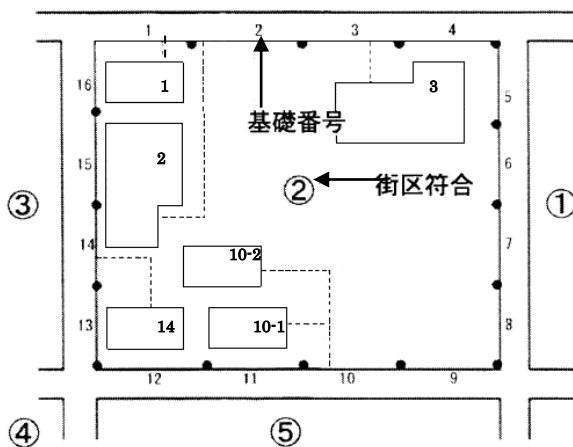


四日市市住居表示実施区域



住居表示制度実施区域では、○番○号という表示を用い、これは、「住居表示に関する法律・条令」に基づくものです。住民登録、郵便など「住所」と名のつくものは、全て住居番号を使用して表示します。

〔住居番号の付け方〕



街区符合：道路などで区画された街区が決められています。

基礎番号：街区の周囲を右回りに15m間隔で区切っておりあります。

注意していただきたいのは、住居表示制度実施区域では、住居番号と土地の地番を使い分けていただく必要があります。土地の地番は、不動産登記法に基づいて土地につけられた番号で、不動産の表示として使われます。

裏面に住居表示実施制度町が記載してあります

- 〔富洲原地区〕 天力須賀一丁目～五丁目、住吉町、平町、富洲原町、富田一色町、松原町
- 〔大矢知地区〕 川北一丁目～三丁目、下さざらい町、西富田二丁目～三丁目、蒔田一丁目～四丁目
松寺一丁目～三丁目
- 〔富田地区〕 富田一丁目～四丁目、富田浜町、富田浜元町、東富田町、東茂福町、南富田町、茂福町
- 〔羽津地区〕 大宮町、大宮西町、金場町、白須賀一丁目～三丁目、城山町、八田一丁目～三丁目、
羽津町、羽津中一丁目～三丁目、羽津山町、富士町、別名一丁目～六丁目、南いかるが町
- 〔海蔵地区〕 阿倉川町、清水町、末永町、野田一丁目～二丁目、万古町、本郷町、三ツ谷町、
三ツ谷東町
- 〔橋北地区〕 午起一丁目～三丁目、川原町、京町、新浜町、高浜新町、高浜町、滝川町、陶栄町、
東新町、浜一色町
- 〔本庁地区〕 北町、諏訪栄町、諏訪町、中部、西浦一丁目～二丁目、西新地、西町、堀木一丁目～
二丁目、中町、八幡町、沖の島町、北条町、北浜町、栄町、新々町、新町、本町、元町、
元新町、相生町、稲葉町、北納屋町、蔵町、高砂町、中納屋町、西末広町、浜町、南納屋
町、曙一丁目～二丁目、曙町、朝日町、鶉の森一丁目～二丁目、北浜田町、九の城町、
寿町、幸町、三栄町、十七軒町、昌栄町、新正一丁目～五丁目、末広町、中浜田町、
西浜田町、浜田町、南起町、南浜田町、安島一丁目～二丁目
- 〔常磐地区〕 赤堀一丁目～三丁目、赤堀新町、赤堀南町、伊倉一丁目～三丁目、石塚町、大井手一丁目
～三丁目、久保田一丁目～二丁目、芝田一丁目～二丁目、城北町、城西町、城東町、とき
わ一丁目～五丁目、中川原一丁目～四丁目、西伊倉町、西松本町、松本一丁目～六丁目
- 〔日永地区〕 追分一丁目～三丁目、泊小柳町、泊町、泊山崎町、日永一丁目～五丁目、日永西一丁目～
五丁目、日永東一丁目～三丁目、前田町
- 〔四郷地区〕 東日野一丁目、東日野二丁目
- 〔内部地区〕 小古曾一丁目～六丁目、小古曾東一丁目～三丁目
- 〔河原田地区〕 大治田一丁目～三丁目

※上記以外の町は、地番を住所の番号として使用します。